

答 申

第1 審査会の結論

実施機関の決定は妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、平成28年5月12日、奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、奈良県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、「刑事企画課が発出した取調べに関する通達等」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成28年7月1日、実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書として、次の（1）開示する行政文書のとおり特定した上で、（2）開示しない部分を除いて開示する旨の行政文書の一部開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、（3）開示しない理由を付して、審査請求人に通知した。

（1）開示する行政文書

- ア 取調べ状況報告書等の作成に当たっての留意事項等について（伺い）
- イ 呼出簿の様式について（伺）
- ウ 被疑者取調べに係る事前承認について（伺）
- エ 微罪処分取調べに関する事前承認の在り方等について（伺）
- オ 女性被疑者の取調べにおける性的な不適正事案の防止について（伺）
- カ 裁判員裁判対象事件に係る取調べの録音・録画の試行指針について（伺）
- キ 裁判員裁判対象事件に係る取調べの録音・録画の試行実施要領について（伺）
- ク 取調べ状況管理業務の運用について（伺い）
- ケ 録音・録画記録の複製物の作成要領等について（伺）
- コ 録音・録画装置（設置型）運用要領について（伺）
- サ 知的障害等の障害を有する被疑者に係る取調べの録音・録画の試行指針の制定について（伺）
- シ 「知的障害等の障害を有する被疑者に係る取調べの録音・録画の試行実施要領」の制定について（伺）
- ス 質疑応答集「知的障害等の障害を有する被疑者に係る取調べの録音・録画の試行に関するQ&A集」の送付について（伺）
- セ 発達障害を有する被疑者の取調べに関する参考資料の送付について（伺）
- ソ 「裁判員裁判対象事件に係る取調べの録音・録画の試行」及び「知的障害を有する被疑者に係る取調べの録音・録画の試行」の報告要領等の変更について（伺）
- タ 指導だより「取調べに全般にわたる捜査管理の徹底について」の作成について

(伺い)

チ 指導日より「取調べ室へのICレコーダー等の持ち込みへの対応について」の作成について(伺) (以下「本件行政文書」という。)

ツ 指導日より「取調べ時における動静監視及び捜査資料の管理の再徹底について」の作成について(伺)

テ 指導日より「取調べ時の言動等に係る国家賠償請求訴訟の判決について」の作成について(伺い)

(2) 開示しない部分

ア 起案者の氏名及び印影、決裁欄の印影の一部

イ 警察電話の内線番号

ウ 取調べ状況管理業務の運用について(伺い)の資料3取調べ状況管理業務の操作手順中のユーザID、サーバ名、ドメイン名

エ 指導日より第481号の1はじめにの一部、4録音に対する具体的対応要領の(4)録音できないことを理由に取調べに応じない場合の一部

オ 指導日より第484号の発生事案の一部

(3) 開示しない理由

ア (2)のア

条例第7条第2号に該当

特定の個人を識別することができるものであり、警部補以下の階級にある警察官の氏名及び印影は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されていないため。

イ (2)のイ

条例第7条第6号に該当

担当者に割り当てられた電話番号であり、公にすることにより、警察内部における情報通信業務が妨げられるなど、警察事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

ウ (2)のウ

条例第7条第4号及び第6号に該当

ユーザIDは、奈良県警察情報システムへのアクセス許可を行う利用者を識別する情報であり、また、サーバ名、ドメイン名は、当該システムを構成するネットワーク及びサーバを特定する情報である。

これらを開示することにより、当該システムへのアクセス方法やシステム構成が類推され、外部からのシステムへの侵入、攻撃など犯罪行為を誘発し、又はこれら犯罪の実行を容易にするおそれがあるため。(第4号)

システムへの侵入、攻撃により、警察の情報管理に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。(第6号)

エ (2)のエ

条例第7条第4号に該当

犯罪捜査に関する情報であり、開示することにより、犯罪者が取調べ手法等の

分析を行い、対抗措置を講じるなど、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。

オ (2) のオ

条例第7条第2号に該当

個人に関する情報であって、当該情報に含まれる罪名、年齢、その他の記述を公にすることにより、個人の権利利益を侵害するおそれがあるため。

3 審査請求

審査請求人は、平成28年7月20日、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関の上級行政庁である奈良県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し、不開示部分のうち、指導だより第481号の1はじめにの一部及び4録音に対する具体的対応要領の（4）録音できないことを理由に取調べに応じない場合の一部（以下「本件不開示情報」という。）の開示を求める審査請求を行った。

なお、その他の不開示部分は、審査請求の対象となっていない。

4 諮問

平成28年8月18日、諮問実施機関は、条例第19条の規定に基づき、奈良県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求に係る諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

平成28年7月1日付刑企第553号による指導だより第481号～取調室へのICレコーダー等の持込みへの対応について～の一部開示決定処分を取消を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書において主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

条例第7条第4号に該当するとの判断が誤りであるため。

第4 諮問実施機関の説明要旨

諮問実施機関が、理由説明書及び口頭理由説明において説明している本件決定の理由は、おおむね次のとおりである。

1 弁明書

(1) 不開示とした理由

ア 本件行政文書について

本件開示請求内容から、実施機関は、捜査運営の指導に関する事務を所掌する刑事企画課を主管課として、該当する行政文書を検索したところ、本件開示文書

を保有していたことから、これを特定した上で開示した。

審査請求人は、本件行政文書の中で、条例第7条第4号を理由として不開示と
している部分についての開示を求めていることから、以下説明する。

イ 条例第7条第4号の該当性について

警察法（昭和29年法律第162号）第2条第1項で、警察は、個人の生命、
身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の
取締その他公共の安全と秩序の維持に当たることが責務とされ、この責務を達成
するため、刑事訴訟法、警察官職務執行法等、様々な法令に規定された権限を行
使して業務を遂行している。

また、捜査とは、犯罪が発生したときや、その犯人及び犯罪の証拠を発見し、
収集し、保全して、犯罪と犯人とを捜査機関として確定しようとする活動をいい、
刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第189条第2項では、司法警察職員
は、犯罪があると思料するときは、犯人及び証拠を捜査するものとするとして
おり、同法第198条では、犯罪の捜査をするについて必要があるときは、被疑
者の出頭を求め、取調べを行うことができるとされている。

これに対して犯人は、様々な手段、方法を用いて証拠隠滅を図り、逃亡を企て
るおそれがあるところ、捜査機関の「捜査手法」が察知されれば、おのずから捜
査は難航し、場合によってはその目的達成が不可能になる。

本件行政文書は、被疑者等に対する適正な取調べに資するために作成されたも
ので、取調室へのICレコーダー等の持ち込みに係る問題点や取調官等が執るべ
き具体的な対応要領等が記載されている。

このうち、条例第7条第4号に該当するとして不開示とした部分は、本文の
「1はじめに」の一部及び「4 録音に対する具体的な対応要領の（4）録音でき
ないことを理由に取調べに応じない場合」の一部である。当該不開示部分には、
取調室でICレコーダー等の持ち込みがあった場合の具体的な対応要領が記載さ
れており、これを開示することにより、何らかの犯罪を企図する者が取調べの手
法や方針等の分析を行い、捜査の妨害などの対抗措置を講じるおそれがあるなど、
被疑者の取調べに支障を及ぼす可能性が極めて高い。

このことにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の
公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認め、これらの情報は条
例第7条第4号の不開示情報に該当すると判断したものである。

(2) 結語

以上のことから、実施機関が行った本件決定は妥当なものであり、本件決定につ
いて原処分維持が適切と考える。

2 口頭理由説明

本件不開示部分は、取調べを受ける者が、録音機器を所持して取調室に入室したこ
とが判明した場合の、取調べの手法が記載されている。

取調べが録音された場合、共犯被疑者がある場合、通謀や罪証隠滅に利用されるお
それがあること、取調べ内容が外部に流出することにより、事件関係者の名誉やプ
ライバシーを侵害するおそれがあること、供述内容が外部に流出することによって、捜
査の信頼が損なわれ、今後県民の捜査協力を得ることが困難になることから、取調べ

を受ける者から録音の申出があっても拒否し、取調室内に録音機器が持ち込まれることのないように努めているところである。

このような状況において、本件不開示情報が開示されることとなれば、何らかの犯罪を計画している者や取調べを受ける立場の者が、実施機関における取調べの手法を了知することとなることから、捜査を妨害するために対抗措置を講じるおそれがあり、被疑者の取調べに重大な支障を及ぼす可能性が極めて高い。

第5 審査会の判断理由

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、その第1条にあるように、県政に対する県民の理解と信頼を深め、県民の県政への参加を促進し、もって県民の知る権利への理解を深めつつ、県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正で開かれた県民本位の県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、その解釈・運用に当たっては、県民の行政文書開示請求権を十分尊重する見地から行わなければならない。

しかし、この行政文書開示請求権も絶対的で無制限な権利ではなく、個人、法人等の権利利益や、公共の安全、公共の利益等も適切に保護すべき必要があり、開示しないことに合理的な理由がある情報を不開示情報として、条例第7条に規定している。

これらの条例上不開示とされている情報については、条文の趣旨に沿って客観的に判断する必要がある。

したがって、当審査会は、原則開示の理念に照らし、本件行政文書が、不開示情報を規定する条例第7条各号に該当するかどうかを、その文理及び趣旨に従って判断するとともに、本件事案の内容に即し、個別、具体的に判断することとする。

2 本件行政文書について

本件行政文書は、奈良県警察本部刑事企画課が所管する業務に関して、実施機関の職員の業務の参考となる情報を掲載し、配布している「指導だより」のうち、平成27年5月15日に発行されたものである。

当該文書には、実施機関が任意段階の被疑者の取り調べにおいて、当該被疑者が取調べの状況を録音した場合の問題点、録音や取調室内への録音機器の持ち込みに対する具体的な対応要領及び取り調べ時における捜査資料の管理に係る留意事項等が記載されている。

3 条例第7条第4号該当性について

条例第7条第4号は、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」については、不開示とすることを定めている。

諮問実施機関は、本件不開示情報について、条例第7条第4号に該当すると主張しているので、以下に検討する。

諮問実施機関の説明によると、取調べを受ける者に取調内容を録音された場合、当

該情報が外部に流出することにより、事件関係者の名誉やプライバシーが侵害されるおそれがあるとともに、共犯者等による証拠隠滅に利用されるおそれがあるため、取調べを受ける者から録音の申出があっても応じておらず、取調室に録音機器を持ち込むことがないよう確認に努めているとのことであり、当審査会が、本件行政文書を見分したところ、本件不開示情報は、実施機関の取調べを受ける者が、取調室に録音機器を持ち込んだことが判明した場合の取調べの手法について具体的に記載したものであると認められた。

取調べにおいては、取調べを受ける者が、様々な手段を用いて捜査を妨害しようとする状況が想定されるところであり、この点を考慮すると、本件不開示情報が公になることにより、取調べを受ける者が、取調室に録音機器を持ち込んだことが判明した場合の実施機関の取調べの手法について事前に了知することとなり、それを基に実施機関の取調べへの対抗策を講じることにより、捜査の一環である取調べの実施に支障を及ぼすおそれがあるとの諮問実施機関の説明には合理性が認められる。

以上のことから、本件不開示情報は、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報であると認められ、条例第7条第4号の不開示情報に該当する。

4 結 論

以上の事実及び理由により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過

当審査会の審査経過は、別紙のとおりである。

(別 紙)

審 査 会 の 審 査 経 過

年 月 日	審 査 経 過
平成28年 8月18日	・ 諮問実施機関から実施機関から諮問及び弁明書の写しの提出を受けた。
平成30年 1月25日 (第215回審査会)	・ 事案の審議を行った。 ・ 事案の併合を行った。
平成30年 2月22日 (第216回審査会)	・ 諮問実施機関から不開示理由等を聴取した。 ・ 事案の審議を行った。
平成30年 3月20日 (第217回審査会)	・ 事案の審議を行った。
平成30年 4月27日 (第218回審査会)	・ 答申案のとりまとめを行った。
平成30年 5月15日	・ 諮問実施機関に対して答申を行った。

(参 考)

本 件 答 申 に 関 与 し た 委 員

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
いろめよしお 以呂免義雄	弁護士	会長代理
くぼ ひろこ 久保 博子	奈良女子大学研究院生活環境科学系 教授（住生活・住環境学）	
こたに まり 小谷 真理	同志社大学政策学部准教授（行政法）	
のだ たかし 野田 崇	関西学院大学法学部法律学科教授 （行政法）	会 長
ほそみ みえこ 細見三英子	元産経新聞社記者	